

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次 (取扱課室名) ページ 〇 告示 757 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課).....1 758 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定)..... 2 (障害福祉課).....2 759 指定障害福祉サービス事業者の廃止 *y*)..... 2 760 指定障害福祉サービス事業者の指定) 3 761 指定一般相談支援事業者の廃止 IJ 762 職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課).....3 763 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課).....6 (")......6 764 公共測量の終了) 6 765 " IJ 766 地籍調査の成果の認証 (用地対策課).....7 IJ) 7 767 " 768 ") 7) 8 769 IJ 770) 8)..... 8 771 ")...... 9 772 " IJ)...... 9 773 *"* (河川課).....10 774 令和3年度砂利採取業務主任者試験の実施 〇 警察本部告示 9 一般競争入札による落札者の決定 11 〇 公告 (文化学術課).....12 和歌山県民文化会館における指定管理者の募集 (河川課).....15 和歌山県和歌川河川公園における指定管理者の募集 (都市政策課).....17 紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者の募集) 20 河西緩衝緑地における指定管理者の募集 和歌公園における指定管理者の募集) 24) 27 秋葉山公園県民水泳場における指定管理者の募集 IJ (総務事務集中課)..... 30 入札公告

告 示

和歌山県告示第757号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県報 第 232 号

指定事業者番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30717010 43	合同会社八幡	ヘルパーステーショ ンぴーち	和歌山県紀の川市貴志 川町丸栖374番地	訪問介護	令和 3.8.1	令和 9.7.31
30718008 78	株式会社Walk	ヘルパーステーショ ンうらら	和歌山県岩出市山878- 5 メインストリート 豊和ⅢB棟東号室	訪問介護	令和 3.8.1	令和 9.7.31
30722018 37	株式会社GET	Get訪問介護	和歌山県田辺市高雄2 丁目15番27号 芝﨑ビ ル1階1号	訪問介護	令和 3.8.1	令和 9.7.31

和歌山県告示第758号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者 及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の 規定に基づき公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

令和3年8月6日(金曜日)

指定事業者番号	事業者の名称 又 は 氏 名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種 類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満 了 の 日
30717010 50	株式会社ケアパート ナーズ	すみれ福祉用具貸与 事業所	和歌山県紀の川市桃山 町元873番地	福祉用具貸与	令和 3.8.1	令和 9.7.31
				介護予防福祉 用具貸与	令和 3.8.1	令和 9.7.31

和歌山県告示第759号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012500 058	介護サービス ベスト・ケア	東牟婁郡那智勝浦 町大字川関392番地	同行援護	有限会社やまちょう	東牟婁郡那智勝浦 町大字川関392番地	

和歌山県告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の 指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービス の 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日

3011000 811	ケアランド橋本	橋本市高野口町 向島171-4	居宅介護	身体障害者 知的障害者 障害児 難病等対象者	株式会社和通	和歌山市黒田27 9-4	令和 3.8.1
			重度訪問介護	身体障害者 難病等対象者			
3012250 753	Get訪問介護	田辺市高雄2丁 目15番27号 芝 﨑ビル1階1号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社GET	大阪府岸和田市 春木若松町1番2 8号	
3011800 525	ヘルパーステー ションうらら	岩出市山878-5 メインストリ ート豊和ⅢB棟 東号室	護	知的障害者	株式会社Walk	和歌山市神波30 -122	令和 3.8.1
3012410 548	障がい者就労支 援ハピラブ	西牟婁郡白浜町 市鹿野1104番地	就労継続支援 B型	特定なし	一般社団法人み・ゆーじ	大阪府東大阪市 弥生町2番53号 グランデュー ル弥生103号	令和 3.8.1

和歌山県告示第761号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	一般相談 支援の種類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3031700 879	和歌山地域生活 相談支援センター	紀の川市深田10 1番地1	地域移行支援地域定着支援	特定なし	合同会社介拓 社	紀の川市深田10 1番地1	令和 3.7.31
3031500 352	相談支援事業所 AO AQUA	有田市箕島22-1	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	有限会社プラ イムタイム	有田市箕島22-1	令和 3.8.1

和歌山県告示第762号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

別表に掲げる全職種

2 試験科目

指導方法(職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。)

- 3 試験日時及び場所
- (1) 日時 令和3年10月10日(日)午後3時から

(2)場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ2階 多目的室 和歌山市北出島一丁目5番47号 電話番号 073-425-3335

4 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験(指導方法)の受験資格は、次のア及びイの条件を満たすこととする。 ア 次のいずれかに該当すること。
 - (ア)職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定に合格した者であること。
 - (イ)職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条の2第2項又は第3項に規定する者であること。
 - イ 職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験及び学科試験のうち関連学科が免除される者であること。
- (2) 前号の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 5 受験の手続
- (1) 受験申請に必要な書類
 - ア 受験申請書
 - イ 履歴書
 - ウ 本人確認書類(市町村発行の住民票、運転免許証の写し等)
 - エ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮 影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票(控)に貼付すること。)
 - オ 63円郵便切手 1枚(受験票の所定の欄に貼付)
 - カ 受験資格を証する書面(修了証明書、実務経験証明書等)
 - キ 4(1) イに該当することを証する書面の写し
- (2) 受験手数料
 - 3,100円(和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。) ※受験申請書受付後は、受験手数料の返還は行わない。
- (3) 書類の提出期間

令和3年8月16日(月)から同年9月3日(金)までの日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで(郵便による場合は、簡易書留郵便によるものとし、令和3年9月3日(金)までの消印があるものは有効とする。)

(4) 書類の提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。) 和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

7 合格発表

令和3年10月28日(木)に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知する。

- 8 その他
 - (1) 受験申請書は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院及び和歌山県職業能力開発協会で交付する。

- (2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封の上、郵便により労働政策課に申し込むこ
- (3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800) に問い合わせること。
- 別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

表 順果訓練拍导貝先計幅 園芸科	<u>維製科</u>	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科
鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発変電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	麺科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	畳科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科

染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	建築物衛生管理科
洋服科	配管科	福祉工学科

和歌山県告示第763号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和3年7月27日
- 2 処分を受ける者
- (1) 商号 株式会社志野造園土木
- (2) 代表者氏名 高幣容子
- (3) 主たる営業所の所在地 紀の川市南志野176番地
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可(般-2) 第6485号
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

5 期間

令和3年8月7日から同月9日までの3日間

6 処分の原因となった事実

取締役は、その業務に関し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反し、罰金刑に処せられ、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

和歌山県告示第764号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳平面図データ作成)
- 2 作業期間 令和2年12月23日から令和3年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第765号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき湯浅町長から 公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (数値地形図データ作成)
- 2 作業期間 令和3年2月19日から同年3月26日まで

3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町一円

和歌山県告示第766号

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字串本の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第767号

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法 律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告 する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 調査を行った者の名称
 和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期平成29年4月3日から令和3年3月15日まで
- 3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第768号

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法 律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告 する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期

平成30年4月2日から令和3年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第769号

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

調査を行った者の名称
 和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成31年4月1日から令和3年3月15日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第770号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称 和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成31年4月2日から令和3年3月31日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第771号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26 年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により 公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成31年4月2日から令和3年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字八尺鏡野の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第772号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

調査を行った者の名称
 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成31年4月2日から令和3年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字粉白の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第773号

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。 令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

調査を行った者の名称
 和歌山県東牟婁郡串本町

2 調査を行った時期

平成31年3月6日から令和3年1月22日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡串本町田原の一部地区

5 認証年月日

令和3年7月28日

和歌山県告示第774号

令和3年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時 令和3年11月12日(金)午前10時から正午まで
- 2 試験実施場所 田辺市新庄町3353番地の9

和歌山県立情報交流センターBig・U 研修室2

- 3 試験科目 筆記試験
- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- ※ 出題数は、法令問題10間(全間必須問題)、技術問題15間(7間の必須問題と、8間から受験者が3問 選択して解答する選択問題)とする。
- 4 受験手続
- (1) 提出書類等
 - ア 受験願書 1通
 - イ 写真 1枚

手札形(縦11.8センチメートル、横8.2センチメートル)とし、出願前6か月以内に撮影した正面 上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。

工 受験票送付用封筒 1通

受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。

(2) 提出先

₹640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川·下水道局河川課 砂利採取業務主任者試験係

電話番号 073-441-3132

(3) 受験願書等の提出期間

ア 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課への持参の場合

令和3年10月1日(金)から同月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後 5時までの間

イ 郵送の場合

令和3年10月1日(金)から同月15日(金)までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。

(4) 受験票の送付

受験願書を受理した場合は、提出期限終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月1日(月)までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

まで連絡すること。

- 5 合格者の発表等
 - (1) 合格発表日 令和3年11月30日(火)
 - (2) 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html)にて公開する。また、受験者に対し郵送により合否を通知する。

6 試験結果の開示

この試験の合否及び受験者の得点数(合計得点及び各試験科目ごとの得点)については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により、口頭により開示請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関の発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に請求すること。

開示の期間は、合格発表日から1月間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、開示の時間は、開示の期間中午前9時(開示期間の初日は合格発表後)から午後5時45分までの間とする。

7 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和3年8月6日(金)から同年10月15日(金)までの間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に交付する。また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。
- (2) 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後3 0分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。
- (3) 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。
- (4) 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- (5) その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第9号

和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和3年8月6日

和歌山県警察本部長 親 家 和 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 和歌山県警察映像解析システム構築委託及び機器賃貸借業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日 令和3年6月30日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース・富士通Japanコンソーシアム

(代表者) 富士通リース株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

(構成員) 富士通Japan株式会社

東京都港区東新橋一丁目5番2号

5 落札金額

324, 280, 000円 (うち消費税及び地方消費税の額29, 480, 000円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和3年5月14日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県民文化会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 名称 和歌山県民文化会館
 - (2) 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - (3) 規模等
 - ア 敷地面積 9,910㎡
 - イ 会館 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建て

延床面積 15,962 m²

ウ 駐車場 構造 鉄骨造地上7階建て

延床面積 10,589 m²

形式 傾床型自走式7階8層

収容台数 普通車 475台

- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の運営に関する業務
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) その他和歌山県民文化会館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。) に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県民文化会館設置及び管理条例(昭和45年和歌山県条例第36号)に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に 規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認

なく申請書等の内容を変更したもの

- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県企画部企画政策局文化学術課 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5階
- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和3年8月26日 (木) 午後1時30分
 - イ 場所 和歌山県民文化会館 404会議室 和歌山市小松原通一丁目1番地
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
 - ア 期間 令和3年8月24日 (火) から同月31日 (火) までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
 - イ 回答日 令和3年9月6日(月)
 - ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和3年9月7日(火)から同月22日(水)までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月
- (6) 指定管理者としての指定 令和4年1月上旬
- 7 間合せ先

和歌山県企画部企画政策局文化学術課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2052

ファクシミリ番号 073-436-7767

公 告

県が設置する和歌山県和歌川河川公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。 令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 名称 和歌山県和歌川河川公園
 - (2) 所在地 和歌山市島崎町、新堀東、宇須及び塩屋地内
 - (3) 規模等 面積71,859㎡
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県和歌川河川公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。) に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例 (平成9年和歌山県条例第34号) に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用す るなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に 規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館8階
- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和3年8月23日(月)午前10時
 - イ 場所 和歌川河川公園及び管理事務所 和歌山市塩屋一丁目6番地
 - ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ)配布場所 (1)イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ
- (4) 申請に係る質問等
 - ア 期間 令和3年8月23日(月)から同月30日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 回答日 令和3年9月3日(金)
 - ウ注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和3年9月6日(月)から同月21日(火)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定

令和4年1月頃

7 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3132

ファクシミリ番号 073-433-2147

公 告

県が設置する紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 紀三井寺公園
 - ア 所在地 和歌山市紀三井寺、内原、毛見、布引地内
 - イ 面積 約17.66ha
 - ウ 施設
 - (ア) 陸上競技場 (第1種公認陸上競技場、ワールドアスレティックス認証クラス2競技場)

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上4階

建物面積 延べ面積13,239.21㎡、建築面積7,369.71㎡

トラック 1周400m×9レーン

席数 約19,200席 (芝生席約5,950席を含む。)

その他 トレーニング室、ナイター設備、大型映像装置、会議室等

(イ) 野球場

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上3階

建物面積 延べ面積6,753.37㎡、建築面積3,572.22㎡

席数 約13,200席 (芝生席約6,570席を含む。)

その他 両翼98m、ナイター設備、スコアボード、会議室等

- (ウ) 球技場・補助競技場(第3種公認陸上競技場) トラック1周400m×8レーン、管理棟
- (エ) 庭球場 8面、ナイター設備、クラブハウス等
- (オ) 登はん競技場 競技用1面、練習用1面
- (カ) 園地 児童公園、子供広場、公衆トイレ等
- (キ) 園路 旧紀三井寺緑地(延長約2.8km。遊具、公衆トイレ等を含む。)
- (ク) 駐車場 約630台
- (2) 和歌山県営相撲競技場

ア 所在地 和歌山市有田屋町地内

イ 面積 3,125㎡

ウ施設

- (ア) 相撲競技場(屋外、屋根付き、延床面積1,719㎡)
- (イ)室内練習場(屋内、管理棟内)
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。) 及び紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者仕様書に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県条例第32号)及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例(昭和36年和歌山県条例第10号)に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更

生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規 定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階 (和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載)

- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和3年8月25日 (水) 午前10時
 - イ 場所 紀三井寺公園陸上競技場 第1会議室 和歌山市毛見200番地
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ)配布場所 (1)イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア)提出期間 (1)アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、 送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- (4) 申請に係る質問等
 - ア 質問方法 質問票 (任意形式。ただし、A4版とする。) を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- イ 受付期間 令和3年8月17日 (火) から同月30日 (月) までの休日を除く日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後5時まで
- ウ 回答予定日 令和3年9月1日(水)
- 工 注意事項
- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
- (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和3年9月2日 (木) から同月15日 (水) までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する河西緩衝緑地における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。 令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 河西緩衝緑地湊緑地
 - ア 所在地 和歌山市湊地内
 - イ 面積 2.95ha
 - ウ 施設 ソフトボール場、庭球場(2面)、駐車場、遊具、管理棟等
 - (2) 河西緩衝緑地松江緑地
 - ア 所在地 和歌山市松江、松江中、松江東地内
 - イ 面積 6.2ha
 - ウ 施設 多目的運動広場、庭球場(2面、ナイター設備)、駐車場、遊具、管理棟等
 - (3) 河西緩衝緑地西松江緑地
 - ア 所在地 和歌山市松江、古屋、松江西地内
 - イ 面積 6.17ha
 - ウ 施設 体育館(アリーナ、大・中・小会議室、茶室、卓球場、管理事務所等)、野球場(ナイター設備)、サッカー場(ナイター設備)、林間広場、遊具、駐車場等
 - (4) 河西緩衝緑地東松江緑地
 - ア 所在地 和歌山市松江、松江東地内
 - イ 面積 5.62ha
 - ウ 施設 遊具、広場、原っぱ、駐車場、管理棟等
 - (5) 河西緩衝緑地河西公園
 - ア 所在地 和歌山市西庄、古屋、本脇地内
 - イ 面積 31.49ha
 - ウ 施設 プール (2面、管理棟)、庭球場 (2面)、広場、遊具、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他河西緩衝緑地指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び河西緩衝緑地指定管理 者仕様書に記載する業務
- 3 指定の予定期間
 - 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県 条例第32号)に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。
 - なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。
- 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号) 第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号) に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に 規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階 (和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載)

- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和3年8月24日 (火) 午前10時
 - イ 場所 河西緩衝緑地西松江緑地体育館2階 中会議室 和歌山市松江2000番地
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ)配布場所 (1)イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、 送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- (4) 申請に係る質問等
 - ア 質問方法 質問票 (任意形式。ただしA4版とする。) を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- イ 受付期間 令和3年8月17日 (火) から同月30日 (月) までの休日を除く日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後5時まで
- ウ 回答予定日 令和3年9月1日(水)
- 工 注意事項
- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
- (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和3年9月2日 (木) から同月15日 (水) までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する和歌公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
- (1) 和歌公園 (片男波公園)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内
 - イ 面積 6.31ha
 - ウ 施設 健康館、万葉館、野外ステージ、園地、園路、駐車場等
- (2) 和歌公園 (津屋公園·城跡山地区)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内
 - イ 面積 0.95ha
 - ウ 施設 遊具等
- (3) 和歌公園 (奠供山地区)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内
 - イ 面積 0.66ha
 - ウ 施設 園路、樹木等(現況山林)
- (4) 和歌公園 (雲蓋山地区)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内
 - イ 面積 0.45ha
 - ウ 施設 樹木等 (現況山林)
- (5) 和歌公園 (鏡山地区)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内
 - イ 面積 0.44ha
 - ウ 施設 駐車場、樹木等
- (6) 和歌公園 (妹背山地区)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内
 - イ 面積 0.37ha
 - ウ 施設 観海閣、三断橋等
- (7) 和歌公園(権現山地区)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦西地内ほか
 - イ 面積 33.37ha
 - ウ 施設 園路、樹木等(現況山林)
- (8) 和歌公園 (8の字公園)
 - ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内
 - イ 面積 1.15ha
 - ウ 施設 遊具、樹木等

- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の運営に関する業務
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) その他和歌公園指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び和歌公園指定管理者仕様書 に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県条 例第32号)に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。た だし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号) 第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号) に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者

- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規 定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課 和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階 (和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載)
- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和3年8月24日 (火) 午後2時30分
 - イ 場所 和歌公園片男波公園健康館1階 多目的室 和歌山市和歌浦南三丁目1700
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ)配布場所 (1)イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、

送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- (4) 申請に係る質問等
 - ア 質問方法 質問票 (任意形式。ただしA4版とする。) を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- イ 受付期間 令和3年8月17日 (火) から同月30日 (月) までの休日を除く日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後5時まで
- ウ 回答予定日 令和3年9月1日(水)
- 工 注意事項
- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
- (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和3年9月2日 (木) から同月15日 (水) までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定 令和4年1月上旬
- 7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

公 告

県が設置する秋葉山公園県民水泳場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。 令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (1) 名称 秋葉山公園県民水泳場
 - (2) 所在地 和歌山市秋葉町地内
 - (3) 施設規模
 - ア 敷地面積 約2.7ha
 - イ 建築面積 8,657.26㎡
 - ウ 延床面積 25,206.31㎡
 - (4) 施設
 - ア 屋内施設
 - (ア) メインプール(温水)

50m国際公認プール (10コース、可動壁により25m国内公認プールとして利用可、可動床 (0m~2.0m))

その他の施設として、観客席(2,070席)、ジャグジー、大型映像装置等附属設備

(イ) サブプール(温水)

25mプール (8コース、可動床 (0m~1.4m))

その他の施設として、子どもプール (温水、面積約40㎡、水深0.3m程度)、マッサージプール (温水、面積約20㎡、水深1.2m程度)

- (ウ) トレーニングルーム (約180m²)
- (エ)会議室(約100㎡)

イ 屋外施設

(ア) 遊泳プール (A)

面積約180㎡、水深0.7m程度、ウォータースライダー(L=29.0m)

(イ) 遊泳プール (B)

面積約470㎡、水深0.8m程度、一部流水式

(ウ) 幼児プール

面積約80m2、水深0~0.3m程度

(エ) 展望プール

ウ その他

- (ア) 駐車場(地下式231台収容)
- (イ)外構施設一式(国道42号からの進入路、階段、駐輪場、植栽、屋外エレベーター等)
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他秋葉山公園県民水泳場指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び秋葉山公園県 民水泳場指定管理者仕様書に記載する業務
- 3 指定の予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法 (平成16

年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例 (平成23年和歌山県条例第23号) 第2条第3号に規定する暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。)と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県 暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用 するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的 に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号) に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に 規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。) に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、 その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は(12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
 - (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階

(和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載)

- (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和3年8月25日 (水) 午後2時30分
 - イ 場所 秋葉山公園県民水泳場地下1階 会議室 和歌山市秋葉町4番11号
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
- (ア)配布期間 (1)アに同じ。
- (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
- (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
- (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、 送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- (4) 申請に係る質問等
 - ア 質問方法 質問票 (任意形式。ただしA4版とする。) を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- イ 受付期間 令和3年8月17日 (火) から同月30日 (月) までの休日を除く日の午前9時から正午まで 及び午後1時から午後5時まで
- ウ 回答予定日 令和3年9月1日(水)
- エ 注意事項
- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
- (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。
- (5) 申請受付期間等
 - ア 期間 令和3年9月2日 (木) から同月15日 (水) までの休日を除く日の午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで
 - イ 選定結果の通知及び公表 令和3年11月上旬
- (6) 指定管理者としての指定

令和4年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。

以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和3年8月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 調達年度及び調達案件番号令和3年度 調達案件番号20210061651号
- (2) 調達案件名

遠隔操作式架線集材システム

- (3) 調達物品の名称及び数量 遠隔操作式架線集材システム 一式
- (4) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (5) 納入期限 令和4年2月28日(月)
- (6) 納入場所

和歌山県農林大学校林業研修部(西牟婁郡上富田町生馬1504-1)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年和歌山県告示第340号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「農業用機械器具」又は「建設用機械器具」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和3年8月6日(金)から同月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室(本館2階)

イ 入札日時

令和3年8月27日(金)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

- 工 開札日時
 - イに同じ。
- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和3年8月26日(木)午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1) 電子入札は、令和3年8月26日(木)午前9時から同月27日(金)午前9時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第87条第4号の規定により免除とする。

- 9 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止 の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者 のした入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合(当該入札者が電子入札を行った場合を除く。)には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集

中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者があ る場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。こ の場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札の場 所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 12 その他
- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

- (5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌 山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調 達物品についての調達手続の停止等があり得る。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Remote-controlled yarding system structured by hydraulic yarder and grapple carriage: 1 set
 - (2) Time limit for tender:

10:00 a.m. 27 August 2021 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 26 August 2021)

(3) Contact point for the notice:

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2293

FAX 073-441-2288